

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は市場や取引先から高い評価を得られる経営を通じて企業価値を創造し、株主をはじめとした利害関係者に対する公正で透明性の高い経営を最優先に据え、コーポレート・ガバナンスを充実することにより、企業価値の最大化につとめております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンスコードの基本原則をすべて実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
アミー・コーポレーション株式会社	1,986,160	13.83
大成温調取引先持株会	1,599,000	11.13
水谷 日出夫	1,112,615	7.70
河村 和平	803,440	5.59
大成温調従業員持株会	705,164	5.39
一般財団法人べんぎん奨学財団	700,000	4.87
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	181,000	1.26
青木 錠衛	180,000	1.25
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	171,000	1.19
和田 ふみ子	150,000	1.04

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

---

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

当社は支配株主を有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。



監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は定期的に、また、必要に応じて会合を設け、監査計画、監査実施状況及び監査結果についてお互いに情報交換並びに意見交換を行っております。また、内部監査室は監査役と協力し監査計画に基づき業務執行活動の全般についての業務監査を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)															
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m			
杉山 博康	他の会社の出身者													△			
公文 敬	他の会社の出身者													△			
伏見 幸洋	他の会社の出身者													△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉山 博康	○	杉山博康氏の出身である株式会社静岡銀行は当社のメインバンクではありませんが、期中において短期借入金及び空調設備工事の施工についての取引関係があります。ただし、その取引額は僅少であり、同氏の独立性に影響を与える取引ではありません。	長年の金融機関勤務により培われた経験に基づいた見識を有しており、経営の監視や適切な助言を行うことにより当社及び当社子会社の監査体制の一層の強化が期待できるものと判断したため、社外監査役に選任しております。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準に該当せず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
公文 敬	○	公文敬氏の出身である株式会社みずほ銀行は当社のメインバンクであり、期中において短期借入金及び空調設備工事の施工についての取引関係があります。ただし、その取引額は僅少であり、同氏の独立性に影響を与える取引ではありません。	公文敬氏は、長年にわたり金融機関において、海外および研究機関の要職を歴任され、その豊富な経験に基づく見識を有していることから、当社の監査体制の強化を図ることができるものと判断したため、選任をお願いするものであります。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準に該当せず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
伏見 幸洋	○	伏見幸洋氏の出身である株式会社静岡銀行は当社のメインバンクではありません	伏見幸洋氏は、長年にわたり金融機関において、コンプライアンスリスク管理および監査業務

	が、期中において短期借入金及び空調設備工事の施工についての取引関係があります。ただし、その取引額は僅少であり、同氏の独立性に影響を与える取引ではありません。	の要職を歴任され、その豊富な経験に基づく見識を有していることから、当社の監査体制の強化を図ることができるかと判断したため、選任をお願いするものであります。また、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準に該当せず、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
--	--	--

## 【独立役員関係】

独立役員の数	4名
その他独立役員に関する事項	

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明
--------------

当社の取締役の報酬等の額の一部は、業績に応じて支給する業績連動型役員賞与とし、さらにその一部については新株予約権を用いた株式報酬型ストック・オプションとして付与することとしております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役
-----------------	-------

該当項目に関する補足説明
--------------

業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、かつ当社株主との利益意識を共有し、長期的な企業価値向上への動機づけを一層明確にするため取締役を株式報酬型ストック・オプション付与の対象者としております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明
--------------

平成27年3月期における当社の取締役及び監査役に対する報酬は次のとおりであります。  
 取締役を支払った報酬 227,733千円  
 監査役を支払った報酬 20,700千円(うち社外監査役10,200千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
------------------------

役員の報酬等については、経済情勢、経営状況及び従業員給与等とのバランスを考慮し、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。  
 なお、各役員の報酬等の額は、会社の業績や経営内容、役員本人の成果・責任等を考慮し決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は取締役会に参加する際に、管理統括部より事前に取締役会の議題及びその内容に関して連絡をしております。また、重要な事実の発生及び取締役会決議以外の決定事項に関してもその旨を報告しております。  
 社外監査役は取締役会へ参加し、取締役会開催時には管理統括部より事前に取締役会の議題及びその内容に関して連絡をしております。また、重要な事実の発生及び取締役会決議以外の決定事項に関してもその旨を報告しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は事業運営を行うにあたり、経営の効率化を追求するとともに、事業を取り巻くリスク管理及び、コンプライアンスの徹底を重要課題と認識し、業務内容の透明性及び財務報告の信頼性を確保することを基本方針としております。そのため、取締役会を月1回以上開催し、重要事項の決定及び業務の執行の監督を行う一方、取締役を中心メンバーとした経営会議を原則として月2回以上開催し、経営状況の変化に応じたスピーディーな経営戦略の見直しができる体制を整えております。

さらに社外取締役1名を選任し、取締役会における独立した中立な立場での意見を踏まえた議論を可能とすることにより、会社の持続的成長と企業価値の向上に取り組んでおります。

監査役4名(うち3名は社外監査役)は、取締役会の職務の執行、企業活動の適法性、妥当性について検討するため取締役会その他重要な会議に出席し、関連帳票の閲覧を行うとともに、積極的な意見を陳述し監査機能の強化につとめております。さらに、複数の弁護士事務所と顧問契約を交わし法律的問題が発生した場合には適時判断、助言を受けており、コンプライアンスの強化につとめております。会計監査人である監査法人からは、当社グループの期末決算時における監査を受けております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役7名(うち1名は社外取締役)は、経営上の意思決定機関として、取締役会を毎月1回開催しており、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、業務執行状況を監督しております。

当社の監査役4名(うち3名は社外監査役)は、取締役の職務の執行、企業活動の適法性、妥当性について検討するため取締役会その他重要な会議に出席し、関連帳票の閲覧を行うとともに、積極的な意見を陳述し監査機能の強化につとめております。

上述のように取締役、および監査役による、第三者の視点でのチェックを受けており経営の監視機能面で十分な体制が整っているためであります。

### /// 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社ウェブサイトにおいて、招集通知を掲載しております。 また、株主総会において、ビジュアルを用いた事業報告を行い、株主の皆さまへのご理解に努めております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	適時開示情報等の公表資料、決算短信、報告書等を当社ウェブサイトに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営管理本部広報戦略室が担当しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001環境マネジメントシステムの認証を継続し、省エネルギーやCO2削減を事業の中核に位置づけると共に、社員ひとり一人の意識向上を目指すなど、会社をあげて幅広く環境保全活動に取り組んでおります。

## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、内部統制システムを構築することにより、その意味するところである、「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の遵守」、「資産の保全」の達成を目標としております。

そのため、当社は事業運営を行うにあたり、経営の効率化を追求するとともに、事業を取り巻くリスク管理及び、コンプライアンスの徹底を重要課題と認識し、業務内容の透明性及び財務報告の信頼性を確保することを基本方針としております。また、経営の意思決定、監督体制と業務の執行体制を分離し、効率的な経営、執行体制の確立を図るとともに、独立社外取締役を1名選任し、透明性の高い経営の実現に取り組んでおります。そのため、取締役会を月1回以上開催し、重要事項の決議及び業務の執行の監督を行う一方、取締役会を中心メンバーとした経営会議を原則として月2回以上開催し、経営状況の変化に応じたスピーディーな経営戦略の見直しができる体制を整えております。

また、監査役4名(うち3名は社外監査役)は、取締役会の職務の執行、企業活動の適法性、妥当性について検討するため取締役会その他重要な会議に出席し、関連帳票の閲覧を行うとともに、積極的な意見を陳述し、取締役がその役割や責務を適切に果たせるよう、監査機能の強化につとめております。さらに複数の弁護士事務所と顧問契約を交わし法律的問題が発生した場合には適時判断、助言を受けており、コンプライアンスの強化につとめております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当要求等に対しては毅然とした態度で臨むとともに、適宜に警察、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、会社全体として速やかに対応してまいります。また、「反社会勢力との対応要領」を社内電子掲示板に掲載し、社員の周知徹底を図っております。



## √その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### ・適時開示体制の概要

当社は金融商品取引法および株式会社東京証券取引所の定める規則等に則り、正確、明瞭かつ投資判断資料として十分な会社情報を適時に開示することにつとめております。開示情報につきましては、TDnetによる情報開示の他、当社ホームページへの掲載による情報開示を行っており管理統括部長を会社情報の適時開示の管理責任者とし、開示情報の一元管理を行っております。

管理統括部長は、取締役会、経営会議および全社本部長会議等の社内における重要会議に出席し、常に社内的重要事実情報の把握につとめております。また、適時開示に相当する情報の発生が見込まれるときは、当該情報を取り扱う部門責任者および子会社の責任者が管理統括部長に報告することとしております。

